

令和2年4月分からの 保険料率のお知らせ

①介護保険第2号被保険者に該当しない方(②以外の方)

令和2年3月分まで **9.93%**

〔 疾病保険料率 : 9.60%
災害保健福祉保険料率 : 0.33% 〕



令和2年4月分から **変更なし**

②介護保険第2号被保険者に該当する方(40歳以上65歳未満の方)

船員保険の介護保険料率は、1.61%から1.77%に変わるため、令和2年4月から保険料が変わります。

令和2年3月分まで

11.54%

〔 一般保険料率 : 9.93%
介護保険料率 : 1.61% 〕

令和2年4月分から

11.70%

〔 一般保険料率 : 9.93%
介護保険料率 : 1.77% 〕



船舶所有者に使用されている被保険者の方については、疾病保険料率と介護保険料率の2分の1および災害保健福祉保険料率のすべてが船舶所有者の負担になりますが、疾病任意継続被保険者の方については、船舶所有者の負担がないことから、そのすべてを負担することとされています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

令和2年4月からの疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、**引き続き44万円**です

退職時の標準報酬月額が44万円以上の方は、令和2年4月分保険料(令和2年4月10日納付期限)以降も標準報酬月額44万円として保険料が算定されます。



全国健康保険協会 船員保険部
船員保険

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo>